

長寿医療制度・国民健康保険

10月から一部の人の保険料(税)や
お支払い方法が変わりました。



1

長寿医療制度の保険料がさらに軽減されます。

●政府・与党の決定により、所得の低い人については、長寿医療制度の保険料が、10月から軽減されるようになりました。

(注) 今年度は、一人当たりの定額の保険料(均等割)が7割軽減の人は、8.5割軽減となります。

2

長寿医療制度の保険料を新たにお支払いいただく人がいます。

●サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていた人は、これまで保険料の負担が免除されていました。

●10月からは、すべての高齢者の皆さんに公平にご負担いただくため、9割軽減した保険料のご負担をお願いします。

3

年金からの引き落としに代えて保険料(税)の口座振替ができます。

●年金からの引き落としに代えて、下記②・①に該当する人は、お住まいの市町村で手続きをしていただければ、口座振替もできます。

②これまで2年間、国民健康保険税の納め忘れがなかった人

本人の口座から

①年金収入180万円未満の人で、世帯主や配偶者が、本人に替わって口座振替で保険料(税)を支払ってくれる人

世帯主や配偶者の口座から

(保険料(税)の納付方法を口座振替に変更した場合、世帯主や配偶者の人の社会保険料控除の額が増えることによって、世帯全体でみた場合の所得税や住民税の額が少なくなる場合があります。)

○わからないことは下記へお問い合わせください。

資格・給付に関する事 大崎町役場 保健福祉課 国保係 ☎ 099-476-1111 (内線135)

保険料に関する事 大崎町役場 住 民 課 税務係 ☎ 099-476-1111 (内線113)

鹿児島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 099-206-1397